

広陵町 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

1. 総則

一. 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続を定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

二. 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ. PFI 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)(以下「PFI 法」という。)
- ロ. 公共施設等 PFI 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ハ. 公共施設整備事業 PFI 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ. 利用料金 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- ホ. 運営等 PFI 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- ヘ. 公共施設等運営権 PFI 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- ト. 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をい
い、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ. 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たっ
て、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行
う従来型手法に優先して検討すること
- リ. 指針 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(令和 3 年 6 月
18 日民間資金等活用事業推進会議決定)

三. 対象とする PPP/PFI 手法

本規程の対象とする PPP/PFI 手法は次に掲げるものとする。

イ. 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

手法名	概要
公共施設等運営権方式	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政が有したまま施設の事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。
指定管理者制度	地方自治法第 244 条の2に基づき、公の施設の管理・運営を、法人その他の団体に包括的に行わせることができる制度。
包括的民間委託	性能発注の考え方に基づく委託方式。原則として複数年契約。
O(運営権 Operate)方式	民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。

ロ. 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

手法名	概要
BTO 方式 (建設 Build・移転 Transfer ・運営等 Operate)	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、建設完了後速やかに民間事業者から行政に移転する。
BOT 方式 (建設 Build・運営 Operate 移転 Transfer)	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、事業終了後に民間事業者から行政に移転する。
BOO 方式 (建設 Build・所有 Own・ 運営等 Operate)	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、民間事業者から移転しない。
DBO 方式 (設計 Design・建設 Build ・運営等 Operate)	行政が資金調達を行い、民間事業者に施設の設計・施工を委託する。施設の所有権は行政にあり、維持管理・運営を民間事業者に包括して発注する(公設民営)。
RO 方式 (改修 Rehabilitate ・運営等 Operate)	民間事業者が施設の改修・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権の移転はない。
ESCO (Energy Service Company)	省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業。

ハ. 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

手法名	概要
BT 方式 (建設 Build・ 移転 Transfer)	民間事業者が施設の設計・施工を包括して行う方式。 維持管理・運営は、行政又は民間事業者が行う。施設の 所有権は、建設完了後速やかに民間事業者が行政 に移転する。

二. その他

手法名	概要
リース方式	民間事業者等の資金で施設を整備し、施設を一定期 間行政にリースする。
成果連動型民間委託契 約方式 (PFS:Pay For Success)	行政課題の解決に対応した成果指標を設定し、成果 指標値の改善状況に連動して委託費等を支払うこと により、より高い成果の創出に向けたインセンティブを 民間事業者に強く働かせることが可能となる方式。

※上記の PPP/PFI 手法は例示であり、例えば、公的不動産の利活用(定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等)等を追加することも考えられます。

※公共施設等運営権方式については、BTO 方式等と組み合わせて活用することも考えられます。

2. 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一. 公共施設等総合管理計画又は「インフラ長寿命化基本計画」(平成 25 年 11 月 29 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定)Ⅳの「個別施設計画」の策定又は改定を行うとき
- 二. 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成 26 年 8 月 29 日総務省自治財政局通知)第 2 の「総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 三. 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成 26 年 12 月 27 日閣議決定)Ⅱ 2(3)の「地方版総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- 四. 第二号に掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合
- 五. 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- 六. 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3. 優先的検討の対象とする事業

次の第一号から第三号に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一. 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業
 - イ. 建築物又はプラントの整備等に関する事業
 - ロ. 利用料金の徴収を行う公共施設整備事業
- 二. 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業
 - イ. 事業費の総額が 1 億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)
 - ロ. 単年度の事業費が 3,000 万円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

三. 事業費基準の例外

検討に当たり、導入すること自体が目的ではなく、最も効果的・効率的な事業手法であった場合に導入を選択することとする。

- イ. 民間による事業実施に制度的な障壁がないこと
法令等により、民間事業者が事業主体になることが制限されていない事業とする。

ロ. 民間の経験やノウハウが活用できること

PPP/PFIは民間の資金、技術、ノウハウ等を活用して、効果的でより質の高い公共サービスの提供を図るもので、民間事業者がそうしたノウハウ等を有し、かつ、創意工夫が発揮できる事業内容であることが必要である。

ハ. 公的不動産の利活用

町が所有している土地・建物である公的不動産を譲渡や売却、賃貸借、建替といった民間事業者によって何かしら活用を行うことが可能であるか検討することが必要である。

二. 運営手法の見直し

町が実施している事業で、成果連動型民間委託契約方式等の運営方式を見直すことで、効率的かつ効果的に運営を行うことが可能であるか検討することが必要である。

四. 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ. 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ハ. 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- 二. 災害復旧事業等、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

4. 適切な PPP/PFI 手法の選択

一. 採用手法の選択

町は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の「5. 簡易な検討」又は「6. 詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

二. 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

町は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

- イ. 指定管理者制度 次の「5. 簡易な検討」及び「6. 詳細な検討」の省略
- ロ. 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BTO 方式を導入するときは、次の「5. 簡易な検討」を省略し、「6. 詳細な検討」を実施
- ハ. 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法 次の「5. 簡易な検討」を省略し、「6. 詳細な検討」を実施
- ニ. 町内で同じ方式にて事業を実施した実績があり、有効と判断する場合の当該採用手法 次の「5. 簡易な検討」を省略し、「6. 詳細な検討」を実施

5. 簡易な検討

一. 趣旨

町は、次の「6. 詳細な検討」に先立ち、採用手法について、次の二の基準に従って簡易な評価を行うことにより、導入に適さないと評価された公共施設整備事業は、詳細な検討を行うまでもなくPPP/PFI手法を導入しないこととすることができるものとする。

この簡易な検討に当たっては、専門的な外部コンサルタントを活用した詳細な費用等の比較を行うことまでは必要としない。

二. 評価基準

イ. 費用総額の比較による評価

町は、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額(以下「費用総額」という。)を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

「4. 適切な PPP/PFI 手法の選択」において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- ① 公共施設等の整備等(運営等を除く。)の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

なお、この比較に当たっては、PPP/PFI 手法の導入について民間事業者との意見交換が行われている場合には、上記費用等の算定に当たってその内容を踏まえるものとする。

ロ. その他の方法による評価

町は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- ① 民間による事業実施に制度的な障壁がないこと
- ② 民間の経験やノウハウが活用できること
- ③ 行政職員の業務負荷の軽減が期待できること

6. 詳細な検討

一. 趣旨

町は、「5. 簡易な検討」において PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。

二. 評価基準

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的なコンサルティング事業者に依頼することも考えられるが、要求事項やリスク分担等の検討を行う。また、民間事業者等とのサウンディング型事業調査で、より検討の精緻化をしていく上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7. 評価結果の公表

町は、公共施設整備事業が「5. 簡易な検討」又は「6. 詳細な検討」で PPP/PFI 手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、インターネット上で公表するものとする。公表の時期については入札手続等の公正さを確保するため、入札手続きの終了後等の適切な時期に行うものとする。

- 一. PPP/PFI 手法を導入しないこととした旨
- 二. 評価の内容（「5.簡易な検討」の二.イ. ①から⑥に掲げるそれぞれの費用等の額を含む。）